

○千歳市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等
に関する規則

平成18年4月1日規則第7号

改正

平成19年2月8日規則第2号

平成21年4月23日規則第29号

平成22年8月20日規則第40号

平成24年3月27日規則第18号

千歳市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等
に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業所の指定に係る記載事項（第2号様式）
- (2) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (3) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（第3号様式）
- (4) 管理者経歴書（第4号様式）
- (5) 事業所平面図（第5号様式）
- (6) 設備・備品等一覧表（第6号様式）
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（第7号様式）
- (9) 資産の状況
- (10) 役員名簿（第8号様式）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書には、前項各号に掲げるもののほか、指定を受けようとするサービスの種類に応

じ、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 夜間対応型訪問介護

- ア 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項（第9号様式の1）
- イ オペレーションセンターサービスの概要（オペレーションセンターを設置しない場合に限る。）
- ウ 随時訪問サービスの委託先（他の訪問介護事業所に委託する場合に限る。）（第10号様式）
- エ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- オ 誓約書（第11号様式の1）

(2) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

- ア 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項（第9号様式の2）
- イ サービス提供実施単位一覧表（第12号様式）
- ウ 協力医療機関（歯科医療機関を含む。）との契約の内容
- エ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- オ 誓約書（第11号様式の2）

(3) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

- ア 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項（第9号様式の3）
- イ 協力医療機関（歯科医療機関を含む。）との契約の内容
- ウ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要
- エ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- オ 誓約書（第11号様式の2）
- カ 介護支援専門員名簿（第13号様式）
- キ 運営推進会議構成員名簿（第14号様式）

(4) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

- ア 協力医療機関（歯科医療機関を含む。）との契約の内容
- イ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要
- ウ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- エ 誓約書（第11号様式の2）
- オ 介護支援専門員名簿（第13号様式）
- カ 運営推進会議構成員名簿（第14号様式）

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ア 居室面積等一覧表（第15号様式）
 - イ 協力医療機関（歯科医療機関を含む。）との契約の内容
 - ウ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
 - エ 誓約書（第11号様式の1）
 - オ 介護支援専門員名簿（第13号様式）
 - カ 運営推進会議構成員名簿（第14号様式）
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ア 特別養護老人ホームの許可証等の写し
 - イ 居室面積等一覧表（第15号様式）
 - ウ 本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間
 - エ 併設する施設等の概要
 - オ 施設を共用する場合の利用計画
 - カ 協力医療機関（歯科医療機関を含む。）との契約の内容
 - キ 誓約書（第11号様式の1）
 - ク 介護支援専門員名簿（第13号様式）
 - ケ 運営推進会議構成員名簿（第14号様式）
- (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ア 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項（第9号様式の4）
 - イ 指定訪問看護事業者との契約の内容（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）
 - ウ 地域密着型サービス費の請求に関する事項
 - エ 誓約書（第11号様式の1）
 - オ 介護・医療連携推進会議構成員名簿（第14号様式の2）
- (8) 複合型サービス
- ア 協力医療機関（歯科医療機関を含む。）との契約の内容
 - イ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要
 - ウ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
 - エ 誓約書（第11号様式の1）
 - オ 介護支援専門員名簿（第13号様式）
 - カ 運営推進会議構成員名簿（第14号様式）

3 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5及び第115条の15の規定による届出は、省令第131条の13第1項及び第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(第16号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(第17号様式)により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(第18号様式)により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第5条 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定地域密着型(介護予防)サービス事業所指定更新申請書(第19号様式)に第2条第1項及び第2項に掲げる書類を添えて行うものとする。

(事業所情報の提供)

第6条 市長は、前4条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第7条 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
 - (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (4) 指定、指定の辞退、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
 - (5) サービスの種類
- (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月8日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月23日規則第29号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月20日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。